県特別支援教育研究部申し合わせ事項

１　役員の数

　(1) 部長　　　１名

(2) 副部長　　５名

２　役員の選出並びに幹事の委嘱

新年度の役員（部長・副部長）は，旧年度の役員会で推薦し，新年度初めの郡市部長会議で承認するものとする。

なお，５名の副部長は５つの地区より１名ずつ推薦するものとする。

幹事（庶務），幹事（会計）及び幹事（広報）は，部長が委嘱する。

　　事務局は，研究部長所属校に置く。

３　茨城県特別支援教育研究連盟（知的障害）の理事の選出

　　茨城県特別支援教育連盟の理事は，県特別支援教育研究連盟会長が委嘱する。

４　特別支援教育研究部の経費

　　茨城県教育研究会の予算（重点年度と重点外年度）による。

　　なお，茨城県手をつなぐ育成会から補助金を各事業等に配分する。また，手をつなぐ子らの作品展の経費は，茨城県手をつなぐ育成会からの補助金による。

５　研修の持ち方

　　知的障害教育部会の地区別の特別支援教育研修会は，茨城県特別支援教育研究連盟と共催して開催する。

難聴・言語障害教育部会の全県的な研修会は，年１回とする。必要に応じて地区ごとに開催するものとする。

県内における研修会は，日帰りとする。

６　全国大会への参加

　(1) 全国特別支援教育研究連盟（知的障害），関東甲信越地区特別支援教育研究連盟の主催する研究大会には，知的障害教育部会，茨城県特別支援教育研究連盟を通して参加する。

(2) 全国難聴・言語障害研究大会には，難聴・言語障害研究会を通じて参加する。

　(3) 全国自閉症・情緒障害研究大会には，自閉症・情緒障害教育部会を通じて参加する。